

## 補助要件チェックリスト

\* 確認欄に、備考に従い、「○」「×」「-」のいずれかを記入してください。

\* 「×」がある場合は、補助要件を満たしていないため、補助の対象となりません。

No.	補助要件	確認欄	備考
1	出店する物件は補助対象エリア（申請の手引き 2 ページ、図 1 を参照）に該当するか		該当する場合は「○」 該当しない場合は「×」
2	新規出店か（移転の場合はNo. 3 へ）		新規出店の場合は「○」 移転の場合は「-」でNo. 3 へ
3	中心市街地区域（申請の手引き 5 ページ、図 2 を参照）の区域外からの移転か、区域内の移転(※)か		区域外からの移転の場合「○」 区域内の移転の場合「×」
	※区域内の移転であっても、下記に該当する場合は、担当にご相談ください。補助対象となる場合がございます。 ① 建物の閉鎖等自己都合でない、やむを得ない事由による移転の場合 ② 1階路面店への移転の場合（補助対象エリアの1階路面店からの移転は除く）		
4	3か月以上継続して利用されていない物件か（前の借り手の退去後から3か月以上経過しているか）		利用されていない場合「○」 利用されている（経過していない）場合「×」
5	業種は、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、コミュニティビジネス に該当するか（該当する業種がない場合はNo. 6 へ）		該当する場合は「○」 該当しない場合は「-」でNo. 6 へ
6	出店する事業内容は、不特定多数の利用者の集客を見込むもので、新たに来街する機会を作り出すものか（※具体的な内容は、職員にご確認ください。）		該当する場合は「○」 該当しない場合は「×」
7	営業形態は、実店舗で、接客による商品、サービスの提供を行うものであるか		該当する場合は「○」 該当しない場合は「×」 下記の場合は担当にご相談ください。
	※1 無人営業の店舗など、接客を伴わないが、店舗内で商品・サービスの提供を行うもの（自動販売機コーナー、無人販売所、コインランドリーなど）の場合		
	※2 無人によるレンタルオフィスや貸スペースなどの営業の場合（具体的な営業内容（不特定多数の者が利用可能かなど）をもとに対象となるかの判断をいたします。）		
※3 作業場などの用途だが、定期的にワークショップや体験会イベントなど、一般利用者への開放、集客を見込む使い方をする場合			

次のページにつづく

No.	補助要件	確認欄	備考
8	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗営業に該当するか		該当しない場合は「○」 該当する場合は「×」
9	フランチャイズチェーン又はチェーンストアによる事業か		該当しない場合は「○」 該当する場合は「×」
10	政治、または宗教に関する事業を行うものか		該当しない場合は「○」 該当する場合は「×」
11	週5日以上、かつ通年で営業するものであるか		該当しない場合は「○」 該当する場合は「×」
(1) 出店内容が飲食店の場合 ➡ No. 12へ (2) 出店内容が食料品の製造小売の場合（弁当・総菜販売、菓子店、パン屋等） ➡ No. 14へ (3) 上記以外の場合 ➡ No. 15へ			
12	<b>（飲食店の場合）</b> ①午前11時から午後2時までのランチ営業を行うものであるか		該当する場合は「○」 該当しない場合は「-」でNo. 13へ
13	<b>（飲食店の場合）</b> ②午前3時まででに開店し、1日6時間以上の営業を行うものであるか		該当する場合は「○」 該当しない場合は「×」
14	<b>（食料品の製造小売の場合）</b> 午前11時から午後6時までの時間を含む、1日3時間以上の営業を行うものであるか		該当する場合は「○」 該当しない場合は「×」
15	<b>（飲食店、食料品の製造小売以外の場合）</b> 正午までに開店し、1日6時間以上の営業を行うものであるか		該当する場合は「○」 該当しない場合は「×」
★以下は、補助金交付の条件となります。			
16	補助金の交付後、その店舗で継続して2年以上営業すること		履行する場合は「○」 できない場合は「×」
17	商店街団体等の構成員となるなど、地域イベント、商店街活動及び中心市街地活性化に関する活動に積極的に参加すること		履行する場合は「○」 できない場合は「×」
18	申請事業以外の用途、目的で使用（転貸や事業計画以外の使用等）しないこと		遵守する場合は「○」 できない場合は「×」
19	交付決定から起算して60日以内、又は交付決定日の属する年度内に工事を完了すること		履行する場合は「○」 できない場合は「×」